令和4年12月期の職務限定職員・特定職員の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

令和4年12月1日

(2) 調査期間

基準日以前6か月間

2. 支給対象者

基準日に在籍している職務限定職員及び特定職員並びに基準日前1か月以内に退職した者を支給対象とします。ただし、基準日時点で以下のいずれかに該当する者を除きます。

- ・無給休職中の者
- ・ 起訴休職中の者
- ・ 専従休職中の者
- ・停職中の者
- ・在籍出向中、転籍出向中、及びクロスアポイントメント出向中の者のうち出向先から 期末手当相当分の支給がある者
- ・公職立候補休暇中の者
- ・公職従事休暇中の者
- 自己啓発等休業中の者
- ・育児休業中又は出生時育児休業中の者(調査期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある者は除く。)

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数×勤怠支給率

(2) 期末手当基礎額

基準日時点における給料月額

(3) 支給月数

	支給月数
再雇用以外	1. 200 月
再雇用	0.675月

(4) 勤怠支給率

調査期間における在職期間に応じて次の表に定める割合

在職期間	割合
6 か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100 分の 30

なお、在職期間の算定にあたっては以下の期間を在職期間から除算します。

除算対象となる期間	除算する期間
停職の期間	全期間を除算
公職立候補休暇の期間	全期間を除算
公職従事休暇の期間	全期間を除算
休職の期間 (就業の禁止による場合を除く。)	1/2 の期間を除算
育児休業の期間(当該期間が1か月以下の者を除	1/2 の期間を除算
⟨∘⟩	
出生時育児休業の期間(当該期間が1か月以下の	1/2 の期間を除算
者を除く。)	
育児短日数勤務の期間における休日のうち所定	1/2 の期間を除算
の休日以外のものの期間	
自己啓発等休業の期間	1/2 の期間を除算

4. 支給日

令和4年12月9日(金)

◆問い合わせ先◆

総務部人事課 給与・厚生担当 電話 072-254-7468

医学部・附属病院事務局 人事課 人事担当 電話 06-6645-2721